

令和6年度葛飾区行政評価委員会 議事要旨

会議名	葛飾区行政評価委員会 第1回第一分科会
開催日時	令和6年7月11日(木) 午前10時から正午まで
開催場所	葛飾区役所新館5階 庁議室
出席者	【委員8人】 (出席) 大石会長、鈴木委員、折登委員、唯根委員、千田委員、中山委員、前田委員、皆川委員 (欠席) なし 【区側12人】 事務局(政策経営部長、経営改革担当課長、事務局職員5人) 産業経済課(産業経済課長、経営支援係長) 建築課(建築課長、構造設備係長、建築安全係長、建築安全係職員2人)

会議概要

1 開会

(事務局より資料の確認)

2 事務事業の説明、質疑応答

(産業経済課から「事業承継支援事業」の概要について説明をした後、質疑応答、議論)

A 委員：事業承継は非常に課題が多い。区内の中小零細企業は、子どもが後を継がないことから、事業をやめざるを得ない現状が多い。区内の町工場の事業承継に非常に課題がある。

商工会議所でも専門家による相談などの事業を続けているが、相談に来る人数が極端に少ない。年間これだけの費用をかけてこんなものか、という印象があり、空回りしている現状である。「3K」と言われていた職種から若い人が離れてしまったことも事業承継に影響しているのではないかと考える。事業承継して、引き継いでやっていきたいという気持ちを起こしてもらうことが一番大事である。経営者として相談に来る人に的確な回答ができていない現状である。簡単に片づけられる問題ではなく、区が行っている様々な相談事業の一つとして、こういった事業があるので、成果が上がるから事業

をやるのではなく、成果が上がらなくても事業者から相談があったら前向きに相談に乗るという事業ではないかと思う。

令和になり、核家族化が進み、子どもは親の仕事を継ぐのではなく、やりたいことをやるようになった人が増えたのが原因かと思う。どこを改善したらよいかという回答が出ず、なかなか成果を得られない事業だが、なくてはならない事業であると感じる。

大石会長：事業内容に記載のある「事業承継相談」は、区が主催する中小企業診断士や税理士による相談事業であるが、商工会議所や法人会にもあるのか。

A 委員：ある。

大石会長：どのようにすみ分けているのか。例えば、自分が事業承継したいと考えたとき、区に行くのか、商工会議所に行くのか、法人会に行くのかわかりづらい。

B 委員：法人会ではあまりやっていない。区の産業経済課が主にやっている。法人会の葛飾支部として相談は受けているが、件数は少ない。一番多いのは、お金の問題が絡むため、金融機関の融資担当者に相談し、そこから区や商工会議所に回すことが多いのではないかと。

C 委員：A委員の話はそのとおりである。会社の運営を行うに当たっては、人材が集まるか、売るものがあるか、お金が潤沢か、という問題がある。昭和の時代の町工場は、1か月、2か月、3か月先、1年先まで仕事が決まっていた。今は、明日や明後日の仕事かわからない。その状況で、自分の子どもを継がせたいとは思わない。相談に来ない理由は何なのか。

産業経済課長：葛飾区では中小企業の景況調査を年に4回している。特別調査として令和4年度に事業承継について事業者がどのように考えているのかアンケート調査を行った。その結果、「誰かに引き継ぎたい」が14.6%、「事業の譲渡や売却をしたい」が0.8%、「後継者次第」が21.2%、「経営の引継ぎは未定」が38.6%、「自分の代で廃業するつもり」が24.9%ということで、4分の1の方が自分の代で終わらせたいと考えているという結果になった。

C 委員：私も調べてみたが、全国的に言えば、半数近くの企業が後継者未定であるという数字がある。GDPが22兆円失われてしまうという話がそこにつながるのではないかと思う。経営の引継ぎについて「未定」と回答した人が38.6%いるという調査結果とのことだが、その人たちに対して経営の引継ぎについてアプローチすれば、38.6%の人たちは事業承継に向けた判断できるようになるとも言える。

この事業は、中小企業庁の事業承継ガイドラインに沿った事業なのか、葛飾区独自の事業なのか。

経営支援係長：ガイドラインを参考にしており、できるところから始めていったものである。

C 委員：事業の目的をもっとしっかりした重い言葉にしてもいいのではないか。日本の GDP が下がっているとか、日本のモノづくりが根底から崩れてしまうとか、だからこういうことをやらないといけない、とアピールしたほうがいいのではないか。

D 委員：産業経済課長からの事業内容の説明が口頭だったので、次回は紙で資料をいただきたい。

先ほど、商工会議所や法人会でも事業承継の相談に乗っているとの話をいただいたが、銀行や信用金庫でも同じ事業をやっていると思われる。その事業との違いは何か。区でやることの強みとしては、融資を実施した後の利子や信用保証料を出すことなのか。すみわけをはっきりしないと評価できない。銀行や信金ではなく区のほうでやってほしいとするのか、できるだけ民間でやってほしい、として区はアドバイス業務だけに専念するのか、所管課長としての考えを聞かせてほしい。

産業経済課長：具体的な回答は非常に難しい。金融機関がどこまで対応できるのか把握できていない。本事業は、区での無料相談から専門の方につなげ、最終的に融資につなげる事業である。区が絡んでいることで、相談から融資の流れができる。我々としては、区での実績は少ないが、他団体と連携し、さらに使っていけるような事業内容にしたい。

D 委員：区としては、事業承継の相談をする際、一度区に来てほしいのか。

経営支援係長：金融機関と連携の取れている事業者は、金融機関に相談しているようだ。ただ、金融機関に対して後継の不安などを漏らすと、会社がかうまくいっていないように受けとめられ、新たな融資が受けられないのではないかと心配する事業者もいるため、そこで行政へのニーズが生まれると考えている。

D 委員：区では今までも景況調査を年4回行って、区内の事業者が今後どうしていきたいかということ把握してきたのか。金融機関とうまくいっているものについては関与せず、どうしようもなくなったら区に相談に行くということか。

産業経済課長：景況調査は年4回行っているが、事業承継について毎回聞いているわけではなく、人材確保やインボイスなどテーマを定めて聞いている。

D 委員：承知した。
大石会長：その資料はないのか。
産業経済課長：次回お出しする。

C 委員：対象としている業種を教えてください。商業も対象になるのか。
産業経済課長：対象である。

C 委員：セミナーに来た事業者の業種はわかるか。
産業経済課長：区が実施した経営塾について、昨年度は、軽貨物輸送 2 名、出版業 1 名、製造業 1 名、建設業 1 名である。

大石会長：資料をいただきたい。

C 委員：実績情報で令和 3 年度の融資あっせんが 0 件だが、予算では 915,416 円出ているが、詳細を説明してほしい。
産業経済課長：前年度までに実行された融資の利子補給分である。

C 委員：そうすると、令和 4 年度は 1,109,408 円になるのか。
経営支援係長：令和 4 年度は融資の実行があり、その分の信用保証料と利子補給分である。

E 委員：事業承継のガイドラインが 10 年ほど前に国で作られた中で、制度化された背景と、都からの予算ではなく、一般財源になっている背景について教えてください。
産業経済課長：中小企業の経営者が引き継がれない中、平成 29 年度から区として事業を開始した。国の動きも含めてこのような支援をしていくという流れになった。

E 委員：自己評価の欄に、必要性や効率性が記載されているが、具体的な方向性は、背景に基づき、実績を鑑みて評価しないといけないので、背景は重要であると考えます。

F 委員：様々な相談窓口がある中、区に相談しようと思っているかを見たときに、目標値が 150 件のところ、たった 5 件である。なぜ区に相談しに来ないのか。困ったらここに来てほしい、という啓発をしたら、さらに増えるのではないかと考える。
産業経済課長：景況調査の中で、「主に誰に相談しているか」という設問に対し、「顧問税理士・公認会計士」と回答した人が 46% だった。次に高かったのは「親族・友人」であり、24.7% だった。「相談する必要がない」と回答したのは 23.7% だった。

大石会長：この資料も次回用意してほしい。

G 委員：目標値を 130、140、150 と上げていったのはなぜか。
産業経済課長：前年に策定した計画にのっとなっている。当時、事業開始の時期だったため、目標を高く掲げていた。

G 委員：この目標を達成するために予算を組んだということか。

産業経済課長：相談委託の予算は事業承継相談単体ではなく、一般の経営相談や融資の面談、創業相談等を含めた全体の相談事業の予算を、事業承継相談分として按分したものである。

G 委員：この事業の目的としては、区民の雇用を確保することなのか。

産業経済課長：会社をなるべく倒産させず、企業の経済活動を維持発展させることで、区民の雇用や消費活動など、生活のサイクルを維持することである。

G 委員：調子の悪い会社をターゲットにしている事業なのか。

経営支援係長：ターゲットにする意図はなかったが、結果としてそうなっている。

G 委員：そういった会社の雇用者数はどれくらいなのか。

産業経済課長：区内の事業所の規模は経済センサスでまとめている。事業者数は15,800であり、約6割が1～4人の事業所である。詳細については、次回資料を用意する。

D 委員：事業承継相談を委託しているということだが、中小企業診断士に個別に委託しているのか。それとも、会社に対して委託しているのか。

産業経済課長：合同会社葛飾区中小企業診断士会に委託している。経営相談などを毎日受け付ける契約をしている。

D 委員：随意契約なのか。来る件数に応じて契約しているのか。

産業経済課長：年間で委託している。総価契約なので、相談の件数にかかわらず同じ金額である。

D 委員：この事業が始まってから、ずっと中小企業診断士会の会社に委託しているのか。

産業経済課長：受け手がいない。

C 委員：セミナーは信用金庫でやっているのか。

経営支援係長：一昨年は、亀有信用金庫、青和信用組合、東栄信用金庫の3行合同でやった。みずほ銀行が関連会社を連れてきて行った時もある。

C 委員：区が委託したのか。

経営支援係長：区の支出はなく、信用金庫などにやってもらっている。

C 委員：予算には入っていないのか。

産業経済課長：そうである。

大石会長：評価表に記載の委託料と、追加資料に記載の委託料の整合性は図られているのか。

産業経済課長：評価表に記載されている金額のほうが22万円ほど高い。事業承継の委託に加えて経営塾を委託している分である。

大石会長：令和4年度も40万円ほど違う。

産業経済課長：これも同じ理由である。回数の違いで金額に違いがある。

D 委員：経営塾も先ほどの合同会社に委託しているということか。

産業経済課長：そうである。

D 委員：名目は違うが、最終的には中小企業診断士会の会社に委託料を支払っているということか。

産業経済課長：そうである。

大石会長：追加資料の中に「コロナ相談・物価相談」「創業相談」があるが、毎年やっているのか。

産業経済課長：コロナ相談は令和2年3月ごろから行っている。コロナ融資のあっせんが始まり、売り上げの減少などの事業内容の確認をするために中小企業診断士が面談する必要があったが、令和5年度にはコロナの後の物価対策融資も終了したため、相談としても廃止した。

大石会長：創業というのは、新しく事業を始める方への相談なのか。

産業経済課長：そうである。

A 委員：各相談の比率はどのように算出しているのか。

経営支援係長：中小企業診断士が常駐する部屋が3部屋あり、訪問相談もある。全体の必要経費を算出した上で、その内数として事業承継は訪問相談に要する経費の1/2などと割り振りをしていたが、実績見合いで少しずつ修正しているものである。

B 委員：経営相談を受けられないと、中小企業診断士の認定を受けられず、金融機関で融資を受けられない。事業承継だけでなく、そういった融資全般の窓口の費用である。継がせたい親と継ぎたくない子ども、やめたほうがいいという経営者もたくさんいる。継がせたいが人材がないなど、マッチングがうまくできれば一番良い。ただ、個々の会社の資産的なものもあるので、難しい。

D 委員：追加資料で他区の資料があるが、匿名でないといけないのか。各区の特徴が分かったほうが比較しやすい。

産業経済課長：調査時に区名の公表を断られたため、A～Eという表記にした。

D 委員：承知した。

(建築課から「民間建築物耐震診断・改修事業」の概要について説明をした後、質疑応答、議論)

大石会長：本年1月に能登半島地震が起き、倒壊家屋がいまだにそのままの状態にされており、災害が起きた後にも費用が掛かるので、本当に必要な事業であると考えます。

A 委員：耐震診断を行うときは、図面での判断なのか、現地での診断なのか。
建築課長：建築士事務所協会の建築士に依頼をしており、申請者の建物に近いところの建築士が派遣される。現地で所有者の立会いの下、外と中を見る。建物の図面があれば預かり、なければ筋交いや窓の開口部、高さ、基礎の状況、屋根の修理などを調べて図面化する。平面で、縦方向と横方向で数字を出し、一番低い点数を採用する。1階は数字が低くなる。受付をして、調査をして、図面を書き、評価が出るまで2～3週間かかる。

A 委員：筋交いが入っているかどうかの調査はどのようにするのか。

建築課長：壊して調査することはできないため、床下から入ると基礎と土台とその上まで見て、そこで判断する。1階と2階の間は覗けないので、そこは入っていない前提で判断する。新耐震基準の建物は、見た目より実物のほうがきちんとしている場合が多い。

A 委員：下水のように、画面で見る場合もあるのか。

建築課長：新耐震はファイバースコープで見られる業者もいるが、断熱材が隙間なく入っている場合もあり、難しい。

C 委員：平成12年以降は対象外か。

建築課長：そうである。

C 委員：耐震化率は令和2年時点で92.6%とあるが、92.6%の建物の耐震化が終わっているということか。

建築課長：推計だが、区内の全ての住宅建物のうち、新耐震基準を除いて算出している。

C 委員：1981年以前の建物は少ないということか。

建築課長：昭和56年以前の建物が全部耐震化されているかはチェックできず、都が計算式を出しているため、葛飾区の情報を入力し、推計値を出している。その推計値と現状の住宅数と比較すると、92.6%となる。

B 委員：先日、区長は94.8%と言っていた。

建築課長：令和4年度時点での耐震化率である。建て替えや除却が進み、補助金がもらえなくても耐震化することもある。

C 委員：耐震診断は、一回当たりどのくらいの費用が掛かるのか。

建築課長：一回当たり16万円である。

C 委員：パンフレットに記載されている「耐震シェルター等」の「等」には防災ベッドが含まれているのか。

建築課長：防災ベッド以外にも箱形のシェルターもある。

C 委員：値段がだいぶ違うのではないか。

建築課長：ベッドのほうが安い。

C 委員：値段はわかるか。

建築課長：ベッドが約 30 万円、シェルターが 68 万 5,000 円である。8.6 畳くらいのもので 65 万円である。

B 委員：耐震診断の相談件数は助成件数と比例するのか。窓口件数と助成の件数は異なるのか。

建築課長：窓口件数はさらに多い。

B 委員：倍くらいか。

建築課長：建築士事務所協会の窓口は年 100 日対応している。一概に比例しているわけではない。建築士事務所協会の職員が来ない日は、区の職員が対応している。件数は後で調べて提出する。

B 委員：92.6%は昭和 56 年の耐震基準であり、今は最新の耐震基準がある。その基準で判断すると、耐震化率はどうなるのか。

建築課長：昭和 56 年に新耐震基準ができ、平成 12 年に新耐震基準の接合部分の基準が明確化された。それを考慮すると令和 2 年度末で、91.6%となる。

B 委員：葛飾区内は木造住宅が多いので、都市整備部にもっと進めてもらいたい。

建築課長：数値的には 92.6%だが、耐震化されていない建物は 15,770 戸ある。グレーゾーンを入れると 18,000 戸である。

C 委員：四つ木や立石は町工場が多いが、それは対象になるのか。

建築課長：これは住宅に限った事業になる。

C 委員：アパートは対象か。

建築課長：アパートは対象である。非木造建築物も対象となる。非木造建築物は、木造建築物に比べて持ち主の認識が低い。

D 委員：以前、耐震診断士として診断に行ったことがある。普通の人にはチラシをもらっても本事業がよくわからないのではないか。実際の耐震診断は 16 万円かかるが、区民は無料である、受託している診断士には 1 件当たりいくら支払っているのか。

建築課長：1 件 16 万円である。

D 委員：令和 5 年度に 249,231,000 円を減らして、令和 6 年度に繰り越した分の金額は、令和 6 年度予算に入っているのか。

建築課長：令和 6 年度に執行する予定だが、予算には計上していない。申請者との話が進んだ際に対応する。

D 委員：耐震診断の件数が増えるほど、補助金が増えるということか。

建築課長：そうである。

D 委員：そうすると、安全なまちづくりということで、できるだけ改修しま

しょうとなると予算が増えていくということになる。国庫支出金と都支出金があるが、実施するに当たって国や都からの補助金があるということか。

建築課長：区が支出したうちの何割かが国や都から入る。

D 委員：今後に向けた所管課の見解として、増額を検討するとのことだが、助成限度額はどのくらい上げるのか。また、耐震シェルターについて、葛飾区は65歳以上などの条件があるが、一般の人にも広げる考えはあるか。

建築課長：耐震診断は行うが、その先の改修まで進まない人が多く、そこには経済的な課題があると考えている。最大200万円では足りない方が多くいると思う。そのため、耐震シェルターなど一部屋だけ耐震補強する事案も考えていきたい。ただ、一部屋だけの耐震性能をどう評価するのかという課題がある。

B 委員：耐震シェルターのカタログはあるのか。

建築課長：ある。

B 委員：高齢者は逃げられない人が多い。民生委員をやっていたが、耐震シェルターのことは知らなかった。もう少しPRしたほうが良い。

大石会長：社会福祉協議会もやっているのか。

建築課長：情報はいつているはずである。区有施設にもパンフレットを設置している。

大石会長：連携は取れているのか。

建築課長：取っている。今後は、高齢者がよく来る施設にもパンフレットを置いていきたい。

F 委員：高齢者総合センターの方が訪問した時に紹介できると思った。合同民協で知らせてもらえれば、広がると考える。

C 委員：耐震診断1件当たり16万円と聞いたが、これは適正なのか。

建築安全係長：昨年度まで96,000円だった。建築士事務所協会と協議し、今年度から16万円になったため、適正だと考える。最近は物価高騰などの話もあり、見積もりを取り直した経緯がある。

C 委員：調べると、安いものは5万円台もある。そうすると16万円は高いのではないか。

建築課長：先ほど説明した調査方法で行っているので、適正だと考える。

C 委員：基礎部分も外壁のひび割れもチェックするのか。

建築課長：そうである。

D 委員：まずは耐震診断を受けてもらうことが大前提である。実際に診断に行った際、「押し入れや小屋裏を見せてほしい」と言うと断られる

こともあった。命を守る大事な改修であるということをもっときちんと伝えないと改修までつながらない。

特定エリアで一戸の家だけが耐震補強しても隣が倒れたら意味がない。ある程度エリアを決めてローラー作戦として、周知する必要があると思う。

大石会長：評価表に記載されている補助金というのは、区が負担した金額か。

建築課長：そのとおりであり、区民の方へ支払った金額である。

大石会長：200万円で割ると110件くらいになるが、毎年そうなのか。

建築課長：その解釈だが、内容としては建て替えや改修がある。

大石会長：委託料は1件当たり1万円なのか。

建築課長：耐震診断は319件であるので、割ると約9万円になる。ここには普及啓発費等も含まれる。

B 委員：江戸川区は補助金がないのに対して、葛飾区は頑張っていると思うので、さらに補助金を出すとよいと思う。

3 その他

事務局より事務連絡

4 閉会